

【地域公共交通活性化・再生総合事業に関する事後評価の実施について】

1. 事後評価の目的

地域公共交通活性化・再生総合事業に関する事後評価は、法定協議会が地域公共交通活性化・再生総合事業を行うに当たって、地域における主体的な取組及び創意工夫が、より効果的・効率的に推進されることを目的とするものです。

2. 事後評価のフロー

(1) 調査事業に係る事後評価

地域公共交通総合連携計画策定調査実施計画に基づく事業については、法定協議会において、事業の実施状況の確認、評価を行い、評価等の結果については、1月末までに、地方運輸局等に報告してください。地方運輸局等においては、当該評価（自己評価）等を基に二次評価を行い、法定協議会に対し評価結果を通知するとともに、必要に応じて、地域公共交通総合連携計画の策定に関する助言等を行います。

(2) 計画事業に係る事後評価

地域公共交通活性化・再生総合事業計画に基づく事業については、毎年度、法定協議会において、事業の実施状況の確認、評価を行い、必要に応じ事業計画の見直しを行うとともに、評価等の結果については、毎年1月末までに地方運輸局等に報告してください。地方運輸局等においては、当該評価（自己評価）等を基に二次評価を行い、法定協議会に対し評価結果を通知するとともに、必要に応じて、事業計画の見直し等を求めるものとします。

なお、事業計画を見直した場合、法定協議会は、当該事業計画を速やかに地方運輸局等に提出し、地方運輸局長等の認定を受けてください。

さらに、法定協議会においては、最終年度において、事業計画全体の目標に対する評価を行う等事業の実施状況の確認、評価を総括するとともに、当該評価等の結果について、1月末までに、地方運輸局等に報告してください（地方運輸局等においては、当該評価等（自己評価）を基に二次評価を行い、法定協議会に対し評価結果を通知するとともに、必要に応じて、本格実施に向けた助言等を行います。）。

(3) 自己評価結果の公表

法定協議会が行った評価等の結果については、速やかに法定協議会において公表してください。

3. 作成に当たっての留意事項

(1) 評価の対象期間

基本的に、年内の事業が対象となります。

なお、自己評価の結果の報告時期までの事業も、可能な限り、評価の対象としてください。

(2) 評価項目及び記載様式

① 調査事業

ア 評価項目

「調査事業に係る事後評価項目(別添1)」の項目に従い、評価してください。

イ 事後評価記載様式

「調査事業に係る事後評価記載様式(別紙1)」の様式を使用し、「調査事業に係る事後評価項目記載要領(別紙4)」を参考に記載してください。また、必要に応じて参考資料を添付してください。

② 計画事業

ア 評価項目

初年度及び2年度目については「計画事業に係る事後評価項目【初年度及び2年度目の事後評価項目】(別添2)」、最終年度については「計画事業に係る事後評価項目【最終年度の事後評価項目】(別添3)」の項目に従い、評価してください。

イ 事後評価記載様式

初年度及び2年度目については「計画事業に係る事後評価記載様式【初年度及び2年度目】(別紙2)」、最終年度については「計画事業に係る事後評価記載様式【最終年度】(別紙3)」の様式を使用し、「計画事業に係る事後評価項目記載要領【初年度及び2年度目】(別紙5)」及び「計画事業に係る事後評価項目記載要領【最終年度】(別紙6)」を参考に記載してください。また、必要に応じて参考資料を添付してください。

(3) 地方運輸局等への提出形式

自己評価票については、書面のほか、合わせて電子データを提出してください。

(4) 公表の様式

自己評価の結果の公表の際には、地方運輸局等に提出したものを公表してください。

※ その他注意事項

○記載様式は、A4横書きで記載し、提示した様式を超えて記載が必要となる場合は適宜用紙を追加して記載してください。

○地方運輸局等に提出する自己評価票の電子データは、Excelファイルとします(PDFファイルは不可)。

○文字の大きさは原則として10ポイント以上とします。